

# 世界に広がる気候訴訟

# 気候変動問題を解決する 司法を通じた道筋

## 気候訴訟とは

近年、国や企業に対して気候変動対策の強化を求める「気候訴訟」が注目を集めています。国連環境計画（UNEP）によると、2022年末までに世界で提起された気候訴訟は2180件に及びます。その多くはパリ協定（2015年）採択以降に提起され、国や企業の温室効果ガス（GHG）排出削減目標の強化や気候変動対策の実施を命じる判決も現れています。

気候訴訟には、国に対する行政訴訟と、企業に対する民事訴訟とがあります。後者には、国や企業に排出削減目標の引上げや排出削減を求める訴訟、株主が企業の気候変動対策強化を求める株主代表訴訟などがあります。近年、企業のグリーンウォッシュ広告の中止を求める訴訟も増加しています。

## なぜ気候訴訟が増えているのか

地球温暖化による気候変動の影響で、世界中で洪水、熱波、干ばつ、山火事などの被害が頻発、甚大化しており、排出削減対策を加速させる必要性が広く認識されるようになりました。特に、気候変動による悪影響をより大きく受ける若者たちの危機感が高まっており、若者が原告となる訴訟も増えています。

近年の気候科学の進展も訴訟を後押ししています。IPCCは、人間活動が気候変動をもたらしていることは疑う余地がないこと、CO<sub>2</sub>の累積排出量と地球の平均気温がほぼ比例関係にあることから、温度目標に対する残余のカーボンバジェット（炭素予算）が減少しつつあることを明らかにしました。また、近年、イベントアトリビューションなどの分析

手法によって、個々の極端な気象現象と地球温暖化との関係も説明できるようになりました。

国際社会は、1.5°C目標を目指すことを確認してきましたが、UNEPが直近で公表したレポート\*によれば、各国の現在の削減目標が達成されても、世界の平均気温は産業革命前から2.5～2.9°C上昇すると予測されています。削減目標の引上げが急務とされるなか、気候変動による悪影響は人権を脅かすものとの認識が広がり、裁判所の役割が注目されるようになりました。オランダ最高裁判所は2019年に、気候変動による影響は切迫した人権侵害と認め、国には危険な気候変動を回避するために応分のGHG排出削減義務があるとして、国の目標の引上げを命じました。その後、世界各地で画期的な判決が現れるようになりました。

\*UNEP [2023] “Global Climate Litigation Report: 2023 Status Review”

### 健全な環境は普遍的人権であるとする国連決議

国連が2022年7月の総会で、「クリーンで健康的、かつ持続可能な環境へのアクセスは普遍的人権である」とする宣言を決議したことも、世界各地の気候訴訟を後押ししています。賛成161カ国（棄権8カ国）で採択されたこの決議は、気候変動、環境汚染、生物多様性の喪失などが人々の環境権を脅かすとして、各国や国際機関、企業に対して、全ての人にとって健全な環境を確保するための努力を拡大するよう求めています。

### 若者気候訴訟のウェブサイト

2024年8月に日本で若者16人が提起した「明日を生きるための若者気候訴訟」のウェブサイト (<https://youth4cj.jp/>)。



# 世界各国で起こされた気候訴訟



## モンタナ州若者気候訴訟／米国

### 「米国初の若者たちの勝利」

#### 米国州政府に対する訴訟

2020年3月、米国モンタナ州ヘレナ裁判所で、2歳から18歳までの16人の若者たちが州に対して訴えを起こしました。石炭の産出地として知られるモンタナ州の憲法では、クリーンで健康な環境を保持することが記載されています。しかし、2011年に州環境政策法が改正され、州政府が化石燃料の使用や生産を制限することが事実上禁止され、環境影響評価においてCO<sub>2</sub>などGHGの影響を評価しなくても良いことになりました。そこで、若者たちがこの改正を憲法違反と訴えたのです。裁判所は2023年8月、原告らにはクリーンで健康的な環境を享受する憲法上の基本的権利があるとして原告適格（訴訟を起こす資格）を認め、気候変動による子どもたちの不安や喪失感、絶望感なども気候変動の被害ととらえました。そして、2011年の州環境政策法の改正は、原告らの権利を侵害するもので「違憲」と断じました。現在、州の最高裁で審理が続いています。

## アジェンダ訴訟／オランダ

### 「気候訴訟に道を開く」

#### 国の削減目標に対する訴訟

2013年、オランダの環境NGO「アジェンダ」と886人の市民が、政府の2020年のGHG排出量の削減目標（1990年比20%削減）は低すぎるとし、その引き上げを求めて提訴しました。ハーグ地方裁判所は2015年に、ハーグ高等裁判所は2018年に訴えを認め、最高裁判所も2019年12月20日、2020年のGHG削減目標を25%に引き上げるようオランダ政府に命じました。気候変動の悪影響は差し迫った人権侵害であり、国には国民を守るために、IPCCなど科学に基づく国際社会のコンセンサスである排出削減の義務があるとした画期的な判決です。気候危機の回避は政治や政府の責任でもありますが、人権を護るのは裁判所の役割であると示し、その後の世界の気候訴訟に大きな影響を与えてきました。

## 対シェル事件

### 「企業にも人権を保護する義務がある」

#### 企業の排出削減を求める訴訟

2019年、オランダに本拠を置く環境団体と約1万7000人の市民が、世界的な石油企業ロイヤル・ダッチ・シェル社に対し、シェルの企業グループ全体のGHG排出量を2030年までに2019年比45%削減するよう求めて提訴しました。2021年、ハーグ地方裁判所は、国連の「ビジネスと人権指導原則」などを根拠として、民間企業にも人権を尊重する義務があるとして、シェル社に削減を命じました。この判決は、裁判所が事業者に対して排出削減を命じた世界初の事例となりました。2024年末頃に控訴審判決が出される予定です。

## スイス高齢女性グループの訴え

### 「気候危機は人権問題」

#### 欧州人権条約加盟国への訴訟

スイスの2000人以上の高齢女性による団体が、熱波などの影響を強く受けているとして、2016年に政府にGHG削減目標引き上げと気候変動対策の強化を求め提訴しました。しかし、スイス最高裁判所が原告らの訴えを却下したため、女性たちは欧州人権裁判所に舞台を移し、欧州人権条約の加盟国であるスイスを訴えました。2024年4月、欧州人権裁判所はスイス当局がカーボンバジェットなどを用いて国内のGHG排出量の上限を定量化しなかったことなどを重大な不備として、スイスの気候変動対策は不十分で、欧州人権条約8条が保護する健康、幸福感、生活の質の侵害に当たると判断しました。

## 韓国若者気候訴訟

### 「アジア初の若者気候訴訟～国の目標は憲法違反」

#### 国の削減目標に対する訴訟

2020年3月に韓国の若者たちが、韓国の「カーボンニュートラル及びグリーン成長に関する枠組み法」における2030年GHG排出削減目標は不十分で憲法違反として、憲法裁判所に訴えを提起しました。2024年8月29日、憲法裁判所は、国は危険な気候変動から原告らを護る義務があるとした上で、2031年以降の削減目標の定めがないことを違憲としました。一部ではありますが、若者の訴えを認めた東アジアで初めての決定です。韓国では国家人権委員会も2023年6月、現行法は現在及び将来の両世代の自由と権利のために必要な最小限の保護といえないとの意見書を提出していました。東アジアでは他に台湾でも、2024年1月に若者などが気候訴訟を提起しました。

## ドイツ若者憲法訴訟

### 「将来世代に不公平な負担」

#### 国の削減目標に対する訴訟

2019年、ドイツの若者たちが、ドイツ連邦気候保護法で2030年以降の削減措置が具体的に定められておらず、2030年までのGHG削減目標も不十分として、憲法裁判所に提訴しました。憲法裁判所は2021年3月、気候保護法の目標はGHGの排出削減を先送りして将来世代に不当に負担を押し付けており違憲であるとし、連邦政府に対応を命じました。IPCCによる世界の残余カーボンバジェットの量をもとに、人口割によるドイツの残余カーボンバジェットを算出し、気候変動法の削減目標では2030年までに残余カーボンバジェットのおよそ半分が消費されることになり、その後原告ら若者の自由が不当に制限されることを理由とした判決です。判決からほどなく政府は気候保護法の改正案を閣議決定し、2030年の削減目標を90年比65%に引き上げ、2040年80%削減の目標を設定し、ネットゼロ達成の目標年を2045年に前倒しました。



## 日本における気候訴訟

日本でも、これまでに数件の気候訴訟が提起されています。さきがけとなったのは「シロクマ訴訟」です。日本環境法律家連盟と気候ネットワークが2011年に、日本とツバルの住民および、気候変動の影響を受ける野生動物の代表としてのシロクマ1頭と共に、電力会社11社に対し、CO<sub>2</sub>排出は公害であり、排出量を削減するよう公害調停を申し立てた事件です。公害調停委員会も裁判所もCO<sub>2</sub>排出は公害ではないとして、訴えを棄却しました。

日本ではパリ協定採択後にも石炭火力発電所の新設計画が浮上し、仙台、神戸、横須賀で住民らが提訴してきました。しかし、2017年9月の仙台パワーステーションについての民事訴訟、2018年9月の神戸製鋼の石炭火力発電所の建設と関西電力への給電の差し止めを求めた民事訴訟では、裁判所は石炭火力発電所から排出されるCO<sub>2</sub>が気候変動を悪化させていることを一般論として認めたものの、原告らの地球温暖化による被害は法的保護の対象とは認めませんでした。神戸の民事訴訟については大阪高裁で審理が続いています。

また、2018年は神戸で、2019年は横須賀の住民らが、経済産業大臣による石炭火力発電所建設計画の環境影響評価書の確定通知の処分の取り消しを求め、提訴しました。この行政訴訟では、原告適格も認められず、横須賀石炭火力については、現在上告中です。

2024年8月に日本の若者たちが提起した新たな民事訴訟は、主要な火力発電事業者らに対し、1.5°C目標と整合する排出削減を求める訴訟です。若者による本格的な気候訴訟として注目されています。

## 日本における気候訴訟の法的な課題

### 狭い原告適格（訴訟を起こす資格）の解釈

公害型の被害では汚染源と被害者との加害・被害の関係が場所的にも時間的にもわかりやすく、いくつもの裁判の結果を受けて、規制も整備されてきました。しかし、気候変動の悪影響は排出源が世界に多数あり、被害者との関係が遠くて希薄であることから、これまでの因果関係の考え方では捉えられにくく、どの国でも行政の政策的対応に委ねられてきました。

神戸や横須賀の石炭火力発電所についての行政訴訟の判決では、個々の市民は気候変動の影響から保護される法的権利は認められないとして、原告適格が否定されてきました。また、環境NGOが市民を代表して訴訟を提起できる法的仕組みもありません。

### 気候変動の影響を人権侵害ととらえる考え方が一般的でない

気候変動による熱波や豪雨、干ばつや山火事などは大災害をもたらし、人々の生命や健康、住まいも失われかねません。若い世代は、ますます激化する気候変動によって、日々の生活や余暇を楽しむことも制限されていくこととなります。紹介した海外の判決は、気候変動の影響を人権を享受する権利の侵害と認め、不法行為法などを根拠に、国や大量排出企業に排出削減を命じて、人々を被害から護るべきとしてきました。日本の社会には気候変動への危機意識がまだ十分に浸透していないことも課題です。

### 国の気候変動政策の問題点を直接争うことができない

世界の気候訴訟の主流は国の削減目標が不十分とする「枠組み訴訟」ですが、日本には憲法裁判所がなく、政治や行政の裁量を広く認めています。

しかしながら、気候変動をもたらす仕組みや危険性は世界共通です。気候変動は私たちの人権や生存をも脅かす人類共通の問題であり、先進国の一員である日本は、より深刻な影響を受けている貧しい国の人々に対する加害側の国でもあります。1.5°C目標の実現に向けて、国や大量排出企業に対して科学に基づく排出削減を命じ、気候危機を回避していくことは、今日の裁判所の役割です。



気候ネットワークの  
気候訴訟特集ページ

発行元  
気候ネットワーク <https://kiconet.org/>  
2024年10月改訂  
レイアウトデザイン：荒木美保子